

雇用保険の失業等給付

特例受給資格者のしおり

特例一時金を受けようとする皆さんへ

このしおりには、特例一時金の支給を受けるため、特に知っておかなければならないことが書いてあります。

特例一時金について、わからないことがありましたら、自分やまわりの人の話だけで判断しないで、どんなことでもハローワークの担当職員におたずねください。

あなたの認定日は 令和 年 月 日(曜日) 時 分

認定日に持ってくるもの

失業認定申告書・ボールペン

本人であることを確認できるもの

(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険資格確認書
住民票等官公署の交付するもの)

認定日での申告は正確に

- 1 失業の認定は、あなた自身がハローワークに出向いて受けなければなりません。
- 2 認定日に就職(就労)している場合は、特例一時金を受けられません。
(就職には会社等の役員に就任している場合なども含まれます。)
- 3 認定日前に就職が決まったときは、就職の前日に「採用証明書」を提出して認定日の変更を行い、就職の前に認定を受けてください。
(前日にハローワークに来所できない場合は、あらかじめご相談ください。)
ただし、離職前事業所等への再雇用が内定しており、極めて短期間に再就職するときは認定できない場合があります。
- 4 就職や就労していることを失業認定申告書で届けられないなど、不正に特例一時金を受けた場合には、不正受給として支給金額の返還を命じられます。
さらに、悪質な場合は、不正受給金額の2倍の額に相当する額の金額を納めなければならないこととなります。つまり、不正受給金額の3倍の金額を納めなければならないこともあります。

(注) 土・日曜日・祝日及び12月29日から1月3日までは閉庁(休み)となります

LL080301 保02-秋田

雇用保険制度

雇用保険の求職者給付は、皆さんが安心して求職活動を行い、一日も早く再就職されるよう、一定の基準により給付を行い、失業中の生活の安定を図ることを目的としています。

また、雇用保険の求職者給付は積立貯金ではなく、失業した場合のみ支給されるものです。求職者給付は、皆さんや事業主の保険料と国民の貴重な税金でまかなわれています。

特例受給資格

特例一時金を受けられる要件は、

- (1) 離職の日以前1年間に被保険者期間（働いた期間）が通算して6か月以上あること。（暦月で11日以上働いた月を1か月とする。）
- (2) 今すぐにでも就職したいという気持（意思）があり、環境上、健康上もただちに就職できる状態（能力）にありながら適した職が見つからず、今も積極的に仕事を探していることが必要です。

これを失業の状態といいます。

例えば、次のような方は労働の意思・能力がなく、いわゆる失業の状態にないものとして、特例一時金の支給を受けることはできません。

- 退職後休養したい人。もう勤めない人。
- 病気やけがですぐ就職できない人。（労災保険の休業補償給付や健康保険の傷病手当金などの支給を受けている人も含みます。）
- 結婚して家事に専念する人。
- 家事の手伝いや家業（農業等）に従事し、就職できない人。
- 妊娠、出産、育児などにより就職できない人。
- 就職先がすでに決定している人。
- 会社などの役員に就任している人。

待 期

特例一時金は、皆さんが離職後最初にハローワークへ来所し、求職の申込みを行い、離職票が受理された日から失業の状態にあった日が通算して7日間経過してからでないと支給されません。これを待期といいます。

失業の認定

特例一時金を受けるには、失業の認定を受けなければなりません。失業の認定とは、特例受給資格者が失業していたかどうかを次によりハローワークが確認することです。

- (1) 認定日の指定時間に本人自身がハローワークに出向いて「特例受給資格者失業認定申告書」を提出すること。
- (2) 認定日当日は全日において失業の状態であること。

認定日当日就労した場合、又は就労する予定がある場合は、その日は失業の認定を受けることはできません。

もし、認定日に失業の認定を受けた後、その日のうちに就職・就労などをした場合は認定が取り消されることになりますので、当日中にハローワークに届け出てください。

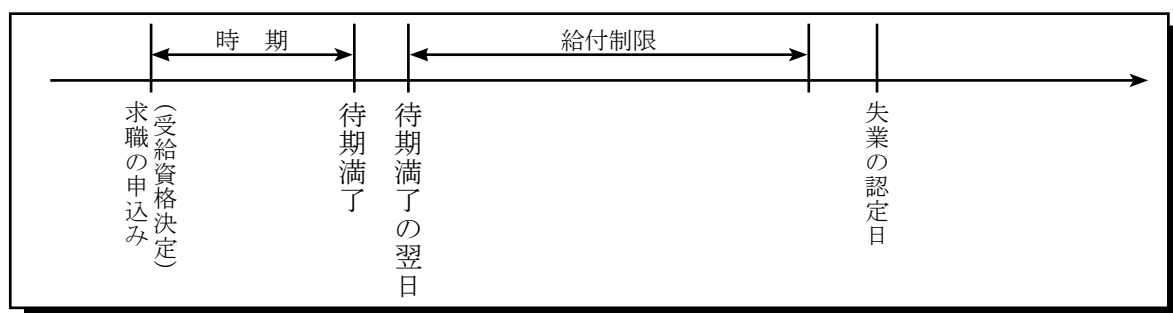
また、職業につくため（面接選考を含む）、その他やむを得ない理由のため認定日に来所できない場合は、その事実を証明する書類を提出（就職の場合は就職日の前日に提出）してください。ハローワークに来所できない場合は、あらかじめご相談ください。必要と認められるときは認定日を変更します。

※就職してから来所されても特例一時金は支給されませんので注意してください。

給付制限

- (1) 正当な理由がないと認められる自分の都合や自分の責任による重大な理由で退職したときは、**待期の満了した日の翌日から、原則として1か月から3か月**特例一時金の支給は延期されます。

※正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月（令和7年4月1日以降の離職の場合は1か月）となります。



- (2) 特例受給資格者が、ハローワークの紹介する職業につくこと又は公共職業訓練等を受けることなどについて、正当な理由がないのに拒否したときには、その日から1か月間特例一時金の支給は延期されます。
- (3) 離職理由が「正当な理由か否か」の判定は、受給手続きをした安定所長が本人及び離職前事業主の主張に基づき客観的に行います。遠慮せず率直に離職理由をお話してください。

特例一時金の額と受けられる期間

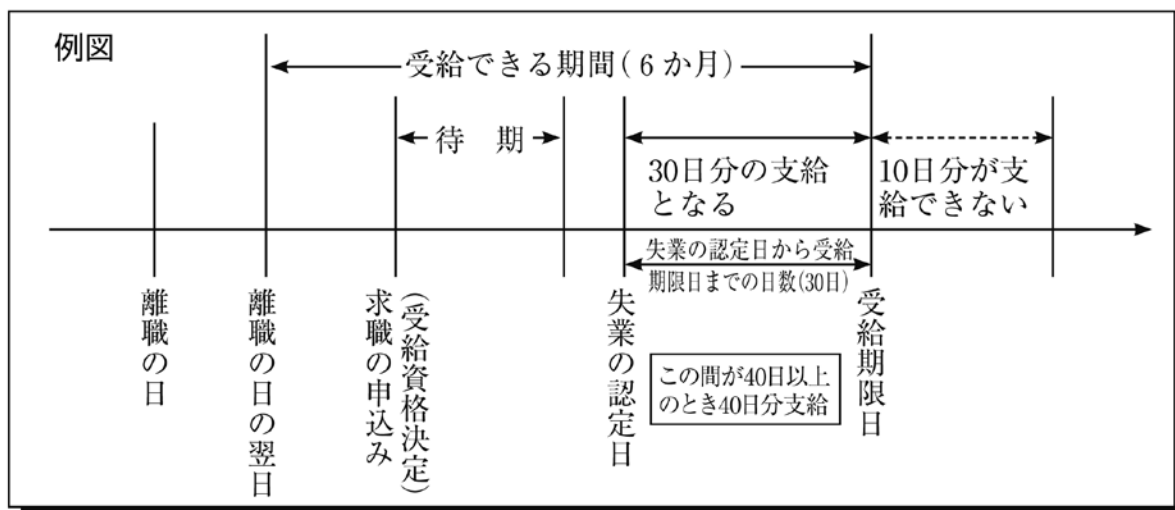
特例一時金の額は、基本手当日額の30日分（当分の間40日分）です。

基本手当日額の計算は、原則として離職した日の直前6か月間に支払われた賃金（賞与等を除きます。）の合計を180で割った金額の、およそ5～8割（60歳以上65歳未満の方は4割5分～8割）となっています。

また、基本手当日額には離職時の年齢により上限額が定められており、令和7年8月1日現在、①7,255円（30歳未満、65歳以上）、②8,055円（30歳以上45歳未満）、③8,870円（45歳以上60歳未満）、④7,623円（60歳以上65歳未満）です。

また、特例一時金を受けられる期間は、離職した日の翌日から起算して6か月を経過する日（受給期限日）までとなり、その日を経過しますと特例一時金は支給されません。

なお、失業の認定日から受給期限日までの日数が40日未満のときは、その日数分だけの支給となります。（次の例図は30日分支給）



特例一時金の支払い方法は

ハローワークで失業の認定を受けた日から金融機関の4～5営業日後に、あなたが前もって指定した金融機関の預金口座に振り込まれます。

常用就職支度手当とは

○支給対象者と支給要件

特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた方で、離職の翌日から起算して6か月を経過していない方を含む）で、次の①もしくは②に該当する方が、安定所又は職業紹介事業者の紹介で、1年以上引き続いて雇用される職業についたときなど一定の要件を満たした場合には常用就職支度手当が支給される場合があります。支給要件の詳細については、ハローワーク担当職員におたずねください。

- ① 障害のある等で就職が困難な方
- ② 季節的に雇用されていたが、通年雇用助成金の支給対象となる指定地域内事業主（秋田県は全域指定地域）に通年雇用された方

○支給される額

基本手当日額×90×0.4

※ 小数点以下の端数は切り捨てとなります。

※ 基本手当日額が6,570円（60歳以上65歳未満は5,310円）を超える場合は、6,570円（5,310円）として計算します。

○支給の手続き

常用就職支度手当の支給を受けようとするときは、就職した日の翌日から1か月以内に常用就職支度手当支給申請書を安定所に提出しなければなりません。

その他の給付

ハローワークでは皆さんが、一日でも早く再就職できるように、職業相談や公共職業訓練等の受講についての相談を受け付けています。

特例一時金を受ける前に安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるときは、公共職業訓練等を受け終わるまで基本手当や技能習得手当が支給されます。

また、ハローワークの紹介など一定の要件を備えて就職した場合、移転費、広域求職活動費の制度がありますので、詳しいことは係に相談してください。

不正受給

不正受給とは、偽り又はその他の不正行為によって特例一時金を受け又は受けようとすることをいいます。不正に特例一時金を受けたときは既に支給した特例一時金の返還を命じられますし、受けようとしたときは支給されません。

さらに、悪質な場合は不正に受給した金額の2倍の額に相当する額以下の金額の給付を命じられますので、不正受給金額の3倍の金額を納めなければならないこともあります。

もし、不正受給が事業主の偽りの届け出、報告又は証明によるものであるときは、支給を受けた人と事業主とが連帯責任をとり、支給を受けた金額を返還しなければなりません。

特に悪質な場合は、司法当局に告発し詐欺罪として処罰されることがあります。

雇用保険の審査制度

安定所長が行った雇用保険に関する処分に不服があるときは、その処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に雇用保険審査官に対して、ハローワークを通じ所定の文書で審査請求することができます。

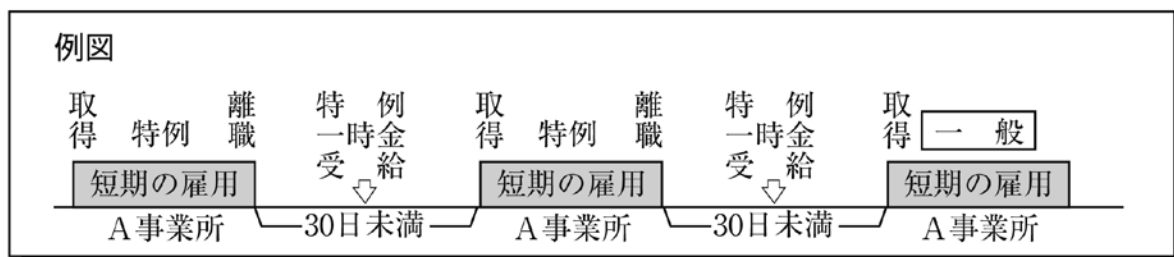
(注) 審査請求とは、法令に対する不服申し立てではありません。安定所長が行った処分が違法又は不当かを争うものです。「不当」とは、違法ではないが処分が実質的に妥当性を欠き又は適当ではないことをいいます。

その他の注意事項

- (1) 特例受給資格者が特例受給資格の決定後不幸にして死亡した場合には、一定の要件をみたしていれば遺族に対して未支給特例一時金が支給されます。このような場合は、お早めにハローワークへご相談ください。
- (2) 認定日、来所指定日には、必ず定められた日、時間に来所してください。
- (3) 駐車場が狭いので、自家用車での来所はなるべくご遠慮ください。

参 考

次のような場合は、原則として一般被保険者となります。



失業認定申告書記入例

様式第24号（第69条関係）（第1面）

特例受給資格者失業認定申告書

（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

※ 帳票種別

12204

1. 支給番号

0000000000

2. 未支給区分

（空欄 未支給以外）
1 未支給

3. 待期満了年月日

0000000000（4 平成 5 令和）

4. 特例一時金失業認定年月日

0000000000（4 平成 5 令和）

※この欄は安定所が書き入
れる欄ですので、何も記
入しないでください。

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をしましたか。	ア し た イ し な い	就職又は就労した人は、した月日を記載してください。 8/14 8/18 8/21						
2 失業の認定を受けようとする期間中に、就職先をさがしましたか。	ア さ が し た イ さ が さ な っ た	どのような方法でさがしましたか。 ア 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等 イ 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等 ウ 派遣元事業主による派遣就業相談等 エ 公的機関等による職業相談、職業紹介等 オ 知人の紹介による求人への応募 カ 新聞広告による求人への応募 キ 就職情報誌による求人への応募 ク インターネットによる求人への応募 ケ その他（ ） （その理由を具体的に記載してください。）						
3 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事を紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応 じ ら れ る イ 応 じ ら れ な い	すぐに応じられない理由を第2面の注意の5の中から選んで、その記号を○で囲んでください。 （ア） （イ） （ウ） （エ） （オ）						
4 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就 職 イ 自 営	<table border="1"> <tr> <td>(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職</td> <td>(就職先事業所) 事業所名 (秋田建設株式会社) 所在地 (〒010-0951 秋田市山王3丁目1-7) 電話番号 (018-883-0007)</td> </tr> <tr> <td>9月/日より就職(予定)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>月 日より自営業開始(予定)</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	(就職先事業所) 事業所名 (秋田建設株式会社) 所在地 (〒010-0951 秋田市山王3丁目1-7) 電話番号 (018-883-0007)	9月/日より就職(予定)		月 日より自営業開始(予定)	
(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	(就職先事業所) 事業所名 (秋田建設株式会社) 所在地 (〒010-0951 秋田市山王3丁目1-7) 電話番号 (018-883-0007)							
9月/日より就職(予定)								
月 日より自営業開始(予定)								
雇用保険法施行規則第69条において準用する第22条第1項の規定により上記のとおり申告します。 令和 8 年 8 月 31 日 （この申告書を提出する日） 秋田公共職業安定所長 殿 地方運輸局長								
特例受給資格者氏名 秋田 太郎 支給番号 ()								

就労した場合についてあり
のままを記入してください。

就労の予定があっても、翌日以降
からであり、認定日当日は就職可
能な状態であれば「イ」応じられる
と記載して結構です。

氏名を記載してください。

認定日・時間
月 日 時から 時まで

※ 公共職業安定所又は地方運輸局記載欄	連絡事項	取扱者印	操作者印
備考	失業認定申告書を提出する年月日を記入してください。		

採用証明書

本人記入欄

支給番号			—		
フリガナ 氏 名		生年月日		年 月 日	
(〒)			(電話 ())		
住所					

この採用証明書は、正しい雇用年月日を把握し、適正な給付を行うため、事業主の皆様に証明していただくものです。必ず出勤簿、タイムカード、労働者名簿等の関係書類を確認の上、証明してください。

万一、雇用年月日を事実と相違して記載し、それが不正受給につながる場合は、雇用保険法第 10 条の 4 第 2 項により失業等給付を受けた者と連帯して返還及び納付していただく場合があります。

事業主記入欄

① 雇用(予定)年月日 (試用期間を含む。)		年 月 日		② 雇用の内定日		年 月 日	
③ 1 週間の所定労働時間		時間 分		④ 雇用保険加入		有 ・ 無	
⑤ ①の雇用(予定)年月日より前に臨時、アルバイト、日雇い等で働いた期間の有無 (該当する箇所を○で囲んでください。) <u>※裏面「雇用年月日」についての注意事項を必ずご参照ください。</u>				ア 無し イ 有り (具体的な就労期間を記入してください。) 年 月 日 ~ 年 月 日 (うち就労日数 日)			
⑥ 職 種							
⑦ 今回採用された方の採用経路(以下の項目の該当する箇所を○で囲んでください。)							
ア 安定所の紹介(関連機関含む)				ウ 求人広告、新聞折り込み等			
イ 職業紹介事業者の紹介				エ 知人、取引先等の紹介			
上記のとおり相違ないことを証明します。				※事業主証明は、雇用保険の加入手続きをしていただく事業主からの証明となります。			
公共職業安定所長 殿 年 月 日 事業所 所在地 名 称 代表者名 電 話 適用事業所番号				— —			

ハローワークでは、各種技能を持たれた方々が多数仕事を探されています。

1 今後の採用予定はございますか？
☐ ある ☐ ない

2 現在、ハローワークに求人を
出していただいていますか？
☐ 出している ☐ 出していない

職種	採用予定人数	採用の時期
		月頃
		月頃

※事業主記入欄は、事業主に電話等により確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

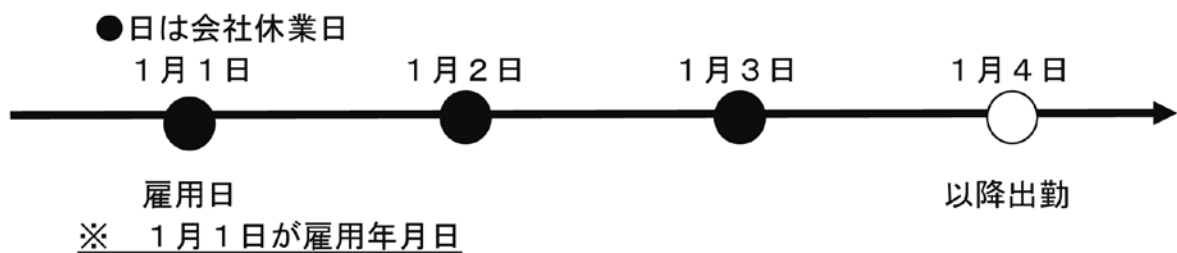
「雇用年月日」についての注意事項

- ① まず、社員や従業員として、いつから在籍されているかを確認してください。「雇用年月日」は、本人との間で取り決めをされた

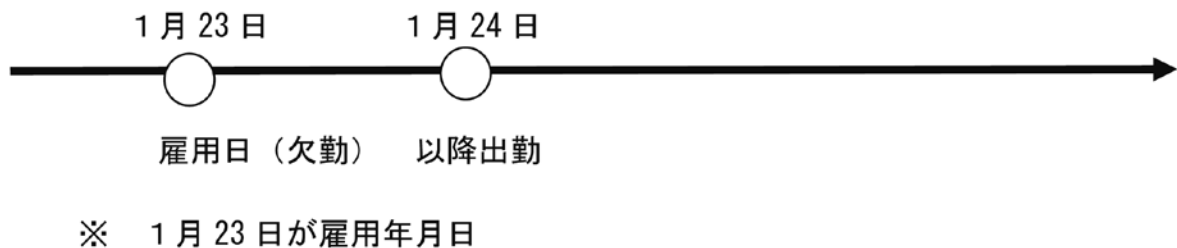
「在籍となる初日」のことをいいます。

通常は、「最初に出勤される予定の日」や「実際に出勤された日」となりますが、「在籍となる初日」と最初に出勤される日が異なる場合があるので、ご注意ください。

(例1) 雇用年月日が休祝日に当たる場合



(例2) 出勤すべき初日に欠勤された場合



- ② 「在籍となる初日」には、正社員や本採用に限らず、臨時やパート、見習い、試用、研修等で在籍している期間も含みます。

(例3) 正社員に切替前に、臨時・パート・試用期間・アルバイト等がある場合

